

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	石原	起案	27・10・27
						決裁	27・10・28
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会						
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 4 回 公共施設使用料見直し プロジェクトチーム						
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ						
開催日時	平成 27 年 10 月 27 日 (火) 午後 3 時 0 分 ~ 午後 3 時 40 分						
開催場所	3 A 会議室						
出席者	福祉部長		こども健康部長				
	政策部長(チームリーダー)						
	事務局	公共施設再配置推進課長		公共施設再配置推進課主査			
議 題	1 低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について						
	2 その他						
配付資料	資料 1 低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について (案)						
	資料 2 各公共施設の夜間利用率等						
<b>会 議 結 果</b>							
<b>【議題 1】 低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について</b>							
<p>① 前回の会議において、地方自治法に基づく例外的利用について、その妥当性を検証すべきという意見があったことから、10月8日に市の顧問弁護士へ口頭による相談を行った。その概要は、「地方自治法に目的外使用の規定があるのは事実であるが、一方で、施設の設置及び管理については、条例を定めるという規定があるのも事実であり、設置条例に反するという意見も当然寄せられるだろう。法律及び条例上のリスクがまったくないものではないということに留意したうえで、試行実施に関する最終判断をされたい。」とのことであった。これを踏まえ、内容を再考し、今回の試行においては、条例で「設置目的以外の目的での使用」を規定し、すでに有料で利用させている「保健福祉センター」及び「曲松児童センター」の2施設で行う案とした。</p> <p>② 今回は「試行」ということで良いか。「試行」ということが募集要領の中で分かるようにした方が良い。  → 目的外使用は1年を超えられない。平成28年4月から最長1年の期間内で利用者の希望に合わせて利用してもらう。資料については修正して最終決定する。</p> <p>③ 他に特段の意見が無いようなので、PTとして原案を了承し、市長の決裁を経たうえで11月1日に公表したい。</p>							
<b>【議題 2】 その他</b>							
<p>本年7月から9月に実施した「利用者負担の適正化に向けた実証実験」の結果は次のとおり。本日のPTでは数値の口頭報告に留めるが、整理して公表するとともに、本格実施にあたっては、今後、使用料の見直しに合わせてこのPTでも検討していく。</p> <p>(子ども個人利用の無料化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央運動公園プール 子ども利用者は前年比8%増</li> <li>・総合体育館 子ども利用者は前年比119%増</li> <li>・おおね公園温水プール 子ども利用者は前年比56.9%増</li> <li>・公民館卓球 子ども利用者は11館合計で約200人</li> </ul> <p>(新規施設の試行的開放)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くずはの家 実績なし</li> <li>・桜土手古墳展示館映像室 1件 (2,000円)</li> <li>・図書館視聴覚室 1件 (1,500円)</li> </ul>							
備考							